

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を受けて進学しようとしている皆さんへ

この貸付けでは、あなたも「**連帯借受人**」として親と同等の**債務負担の責任(返済義務)**を負うことになりますので、制度について、よく理解した上でお申し込みください。

以下の事例は、本当にあった出来事を元に作成したものです。

自分と似た部分がないか、考えてみましょう。

ケース 1

Aさんの毎月のおこづかいは友達と同じくらいです。ゲームや携帯電話も買ってもらっていましたが、パート勤めのお母さんの収入は、シフトが変わったことにより激減してしまいましたが、お母さんはそのことをAさんには隠していました。

進学を希望した先は、私立の授業料の高い学校でしたが、Aさんは学費のことなど全く心配していませんでしたし、気にもとめていませんでした。

入学してみると、授業料だけでなく、いろいろな名目で学校に納めなくてはならないお金があることがわかりました。部活動や友達つきあいにも、思った以上のお金がかかります。お母さんはアルバイトをして収入を増やそうとしましたが、ついには授業料の支払いができなくなり、退学しなければならなくなりました。その後は仲の良かった親子の関係もぎくしゃくしたものに変わってしまいました。

Aさんは、親とよく相談して進学先を決めれば良かったと後悔しています。

【ポイント】

あなたが進学する学校の授業料はいくらですか？

進学するということは、一步おとなに近づくことでもあります。この機会に、進学のために必要な経費を計算し、家の経済状況にも目を向けてみてください。

この貸付金は、あなたが進学するためにお貸しする資金ですが、限度額が決められています。授業料等の必要額に満たないということがほとんどです。

親とよく話し合って、その学校に通い続けることができるかどうか、冷静に判断してください。

※ 私立高校の場合、就学支援金制度で授業料が減免されますが、申請してから決定するまでの間は、全額支払うことがほとんどです。昨今の決定時期は秋口です。学校によって取扱が異なりますので、詳細は学校に確認してください。

ケース 2

Bさんには、将来なりたい職業がありました。その職業に就ける人材を養成すると宣伝する専門学校のパンフレットを読んで、すっかり行きたくなってしまったBさんは、本当に就職できるのか不安に思うお母さんを説き伏せて進学を決めてしまいました。

入学してみると、パンフレットには書かれていないお金が多額にかかること、その学校を卒業しても、実際にはその職業に就くための資格取得ができないことがわかりました。

結局、夢を実現できなかったBさんは、卒業後別の職業に就いたものの、この先10年も続く毎月の返済をととてもつらく感じています。

【ポイント】

安易に進学先を決定していませんか？

進学先を選ぶときは慎重に調べましょう。パンフレットには良い面しか書かれていないかもしれません。「こんなはずじゃなかった」ということのないように、在籍している先輩に話を聞くなど、自分なりに調べてみてください。

夢と現実とは、しばしば一致しないものです。希望する職業に就けなかったから、途中で辞めてしまったからといって、返済する意欲までなくなってしまうことがないようにしてください。

借りたものは返さなければなりません。



ケース3

Cさんは学校卒業後、県外の企業に就職しました。お父さんとは年に数回帰省したり、たまに電話で話す程度ですが、お父さんが何も言わないので、貸付金の返済のことはすっかり忘れていました。

しかし、お父さんの収入では返済はかなり苦しく、納期限内に納めることができないこともしばしばあったのですが、お父さんは県の指導にも、「子どもには連絡しないでください」と一人で抱え込んでいました。

その後、お父さんが入院してしまったことをきっかけに、県からCさんに連絡をしました。Cさんはたいへん驚きましたが、すぐに滞納していた償還金元金を全額支払うことにしました。

しかし、滞納期間が長期にわたっていたため、Cさんは償還金元金とは別に多額の違約金*も支払わなければなりませんでした。

※違約金…納期限を過ぎての納付は、年3%の違約金が課されます。

【ポイント】

連帯借受人であるあなたにも返済義務があることを知っていますか？

この貸付金では、子も「連帯借受人」として同等の返済義務を負っています。親が何を言っても（あるいは何も言わなくても）、あなたの義務は消えません。

この貸付金により、学校に行くという直接的な利益を受けるのはあなたです。

何かの都合で親が返済する場合でも、自分に義務があることを忘れずに、状況がどうなっているのか、常に把握してください。

県としても、このようなケースでは、借受人である親の意志に関わらず、早めに連帯借受人に連絡をしていきます。

また、平成28年度から、延滞債権回収業務について、弁護士事務所への委託を実施しています。

**ここでもう一度、あなた自身のことを考えてみてください。
A～Cさんのようにならない自信はありますか？**